

## 生活サービスに関する契約に係る契約書の参考例

条例の規定に適合する契約書の参考例を紹介します。

実際の契約書が、この参考例と同じである必要はありません。

条例に規定されている事項は、**赤字・太字・下線部分**です。

なお、この参考例を作成するに当たっては、下記の資料を参照しました。

- 東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課在宅支援係作成  
「生活支援サービスモデル契約書」

## 生活サービス契約書

〇〇〇〇〔サービス提供事業者〕(以下「甲」という。)と□□□□〔利用者氏名〕(以下「乙」という。)とは、次のとおり契約を締結します。

### 第1条 (契約の目的)

甲は、乙に対し、乙が自らの意思により安心して生活を継続できるよう、乙の希望に応じて、生活サービスを提供することを約し、乙は、その対価として第4条のサービス料金を甲に支払うことを約します。

### 第2条 (生活サービスの内容)

甲が乙に本契約に基づき提供する生活サービス(以下単に「生活サービス」という。)の種類については次のとおりです。

【利用者に提供するサービス内容を記載してください。】

(例1) 状況把握・生活相談その他日常生活支援サービス

- ①毎日1回は安否確認・声掛けを実施します。
- ②生活相談に対し、助言や専門機関の紹介を行います。
- ③24時間緊急時の対応をします。
- ④その他日常生活の支援を行います。

(例2) 食事提供サービス

朝食・昼食・夕食をコミュニティルーム又は居室に配食します。

(例3) 被服、寝具その他生活必需品提供サービス

被服、寝具その他生活必需品を提供します。

### 第3条 (サービス提供の記録)

- 1 甲は、生活サービスのうち随時提供するサービスについて、乙の希望により、サービス終了時に書面によりサービスの利用状況を乙に提示します。
- 2 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧することができます。

### 第4条 (サービス料金等)

【第2条に記載したサービスの料金を記載してください。】

(例1) 状況把握・生活相談その他日常生活支援サービスの料金は、月額金 円(税込)とし、1か月に満たない期間のサービス料金は、1か月を30日として日割計算

した額とします。

(例2) 食事提供サービスの料金は、月額金 円(税込み)とし、欠食分については、朝食 円、昼食 円、夕食 円として、精算いたします。

(例3) 被服、寝具その他生活必需品提供サービスの料金は、月額金 円(税込)とし、1か月に満たない期間のサービス料金は、1か月を30日として日割計算した額とします。

#### 第5条 (サービス料金の変更)

甲は、消費者物価の状況、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当となった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

#### 第6条 (サービス料金の支払)

- 1 第4条の料金について、甲は毎月〇日までに前月分の利用料について請求書(明細書付き)を乙に送付し、乙は、毎月〇日までに甲へ〇〇〇の方法で支払います。
- 2 甲は、乙から料金の前2項の利用料の支払いを受けたときは、乙に領収書を発行します。

#### 第7条 (有効期間)

本契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。

ただし、事由の如何を問わず△△△[住宅名(所在地)]における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約は終了します。

#### 第8条 (債務不履行による契約解除)

甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において乙に対し、相当な期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

#### 第9条 (事業者からの解約)

甲は、乙に対し、第7条に定める有効期間内であっても正当な理由があると認められる場合には、少なくとも6か月前までに予告することにより、契約を解約することができます。

#### 第10条 (利用者からの解約)

乙は、甲に対し、文書により解除を申し入れたときに、直ちに解除することができます。

#### 第11条 (秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、生活サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。本契約が終了した後及び従業者が退職した後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を甲以外の第三者に提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。

第12条（緊急時の対応等）

甲は、生活サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第13条（賠償責任）

甲は、生活サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第14条（相談・苦情対応）

甲は、乙からの相談、生活サービスに係る要望、苦情等を受け付ける窓口を設置し、これら相談、要望・苦情等に誠実かつ迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は、信義従い誠実にこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、大阪地方裁判所（住宅の所在地を管轄する地方裁判所）を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年 月 日

利用者

【住所】

【氏名】

印

代理人（代理人がいる場合）

【住所】

【氏名】

印

事業者

【所在地】

【名称】

【代表者職氏名】

印